

和解等についての専決処分を報告し、承認を求めることについて

和解等をする事について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、市議会に報告し、承認を求める。

令和4年6月7日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 和解等に係る事故の概要

令和3年1月19日（火）午前9時40分頃、周南市大字長穂の国道315号において、こども・福祉部こども支援課職員が運転する公用車が徳山方面から鹿野方面に走行中、路面凍結によりスリップし中央車線を越え、対向車両と衝突した物損事故

(2) 相手方



(3) 損害賠償請求事件に係る和解条項

ア 周南市（被告）は、相手方（原告）に対し、本件交通事故による損害賠償債務として、600万円の支払義務があることを認める。

イ 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和4年6月26日限り、原告訴訟代理人指定の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

ウ 原告は、その余の請求を放棄する。

エ 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定

めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

オ 訴訟費用は各自の負担とする。

(4) 損害賠償請求事件以外の損害賠償の額

¥166,100-

2 専決処分の年月日

令和4年5月26日